

重要**和歌山県大学生等進学支援金****令和5年度 継続申請のご案内****提出期限：令和6年1月31日（水）必着**

支援金貸与後にも書類の提出をしていただく必要があります。
 全ての手続きが終了するまで、この冊子は大切に保管してください。



- ✓ 和歌山県では、大学等に進学し、及び在学する者であって、学業に対する意欲及び能力が高く、かつ、経済的理由により修学が困難な方に対し、大学生等進学支援金を貸与することにより、修学の奨励を図り、もって県内における有為な人材の確保に資することを目的として、当制度を実施しています。
- ✓ 貸与は、年60万円（年1回）を連続する4年間で4回まで（総額最高240万円）貸与しますが、毎年度、継続申請の必要があります。
- ✓ 申請の際には、本案内の同意事項等を十分にご確認の上、必要な書類を和歌山県教育委員会（生涯学習課奨学班）へ上記提出期限までに提出してください。なお、審査の結果、貸与できない場合がありますので、予めご了承ください。

目次

提出書類	1
継続申請～貸与決定～実行～在学証明書の提出までの流れ	1
和歌山県大学生等進学支援金「同意事項」	2、3
申請書等記載例	4
Q & A（継続申請・返還関係のみ）	5、6
提出物チェックリスト	7

★ご不明な点等がありましたら、本案内の最終面記載の『生涯学習課奨学班』までご連絡をお願いします。

**和歌山県教育委員会**

Wakayama Prefectural Board of Education

提出書類

以下の書類を揃えて、生涯学習課へ提出してください。

- 和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書（継続用）
- 確約書（継続用）
- 日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金支給等申込状況調査同意書（継続用）
- 保護者等の住民票の写し（原本）※コピー不可
※ マイナンバー記載不要 ※ 申請日より3か月以内に発行されたもの。
- 保護者等の令和5年度（令和4年分所得）課税証明書 ※コピー可
※ 現在発行できる最新年度分の課税証明書をご用意ください。

→ 保護者等が扶養している子が3人以上かつ市町村民税所得割が非課税（0円）でない場合で、保護者等の市町村民税所得割課税額が右記計算式の結果以下の場合、次の書類も追加で提出してください。

- 保護者等が扶養している子全員の保険証のコピー
- 世帯状況申告書

<計算式> (扶養する子の数-2) × 3万円

(例) 扶養する子が3人の場合
→ (3-2) × 3 = 3万円
市町村民税所得割課税額の合計が3万円以下であれば対象となります。

提出期限

必着

令和6年1月31日(水) ※提出期限の厳守をお願いします。

継続申請～貸与決定～実行～在学証明書提出までの流れ

1

提出書類を揃えて提出期限までに教育委員会へ提出してください。



- ①和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書（継続用）
- ②確約書（継続用）
- ③日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金支給等申込状況調査同意書（継続用）
- ④保護者等の住民票（原本、マイナンバー不要、発行日付が申請日前3か月以内のもの）
- ⑤保護者等の令和5年度（令和4年分所得）課税証明書（コピー可）
- 該当する方のみ ⑥保護者等が扶養している子全員の保険証のコピー、⑦世帯状況申告書

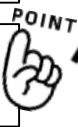
2

提出書類の受理・審査後、結果※1を通知します。



- ・ 決定となった方には、結果通知後、約2週間前後で口座へ支援金が振り込まれます。
- ・ 振込日についての通知は行いません。
- (※) 決定 : 支援金が貸与されます。
- 停止 : 今年度は支援金が貸与されません。翌年度に継続申請を行い、貸与対象であった場合は支援金が貸与されます。(例: 大学等を休学した場合など)
- 打ち切り : 今年度は支援金が貸与されません。また翌年度以降の継続申請も行うことができません。(例: 大学等を退学した場合など)
- 取消し : 既に貸与を受けた進学支援金を返還していただくことになります。(例: 書類未提出の場合など)

3



POINT 貸与決定後、速やかに「進学支援金借用証書・返還誓約書」を提出してください。
「進学支援金借用証書・返還誓約書」の提出がないと、口座への入金ができませんので、ご注意ください。

4

大学等での進級後、在学証明書を提出してください。



提出期限 : 令和6年7月1日(月)

※ 次学年に進学したか確認するための書類のため、令和6年4月1日以降に発行してください。令和6年3月31日までに発行された在学証明書は不可となります。

同意事項について



以下の内容は「和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書（継続用）」の裏面に記載されている同意書のうち、継続申請に関係ある内容を抜粋しています。

申請書裏面の同意事項につきましては**全てお読みいただき、同意いただいた上で、継続申請を行ってください。**

1 進学支援金の貸与に係る事項

(1) 進学支援金の貸与対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。

- ア 進学支援金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月1日以降に大学等へ入学しようとするものであって、引き続き大学等に在学する者
- イ 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けている者
- ウ 次のいずれかに該当する者が県内に住所を有していること
 - ① その者の保護者※又はその者が18歳に達するまでその者の保護者であった者であって現にその者の生計を維持するもの（※）保護者とは親権者を指します。
 - ② 現にその者の生計を維持する者（①に該当する者がいない者に限る。）
 - ③ その者（①及び②に該当する者がいない者に限る。）
- エ 保護者等の市町村民税所得割が非課税であること。ただし、2回目以降の申請で保護者等に課せられた市町村民税の所得割の合計額が20万円以下の場合には非課税とみなす（連続して2回課せられた場合を除く。）。
また、市町村民税所得割が課税されている場合であっても、3子（就学または未就学児に限る。）以上の生計を維持し、所定の要件に該当しているときは、進学支援金の貸与を受けることができます。
- オ 次に掲げる修学のための貸与を受けていないこと。
 - (ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の定めるところにより貸与される修学資金
 - (イ) 生活福祉資金貸付事業補助規則の定めるところにより貸与される教育支援費
 - (ウ) 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金
 - (エ) 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金
 - (オ) 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県特定診療科医師確保修学資金
 - (カ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金

(参考) 保護者等の市町村民税所得割について

2年連続課税		又は	R5年度課税額 20万円を超える		R4年度課税なし	かつ	R5年度課税額 20万円以下	
R4年度	R5年度		R4年度課税あり	R5年度課税あり				
支援金は貸与されません				支援金は貸与されます				

(2) 進学支援金の貸与を受けた者は、貸与を受けた翌年度の6月末日までに、大学等の在学証明書を提出してください。

(3) 進学支援金の貸与申請者は、次に該当することとなった場合は速やかに県に届け出てください。

- ア 本人や保護者等の氏名又は住所に変更があった場合
- イ 転学、休学又は退学した場合
- ウ 支援金の貸与を辞退しようとする場合

2 進学支援金の支給決定取消等に係る事項

(1) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は取消しになります。

- ア 偽りその他の不正な手段により、進学支援金の貸与を受けることとなったことが判明したとき。
- イ 大学等の在学証明書を提出しなかったとき。



取消しになると、既に貸与を受けた進学支援金を返還していただくことになります。

(2) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は打ち切りになります。

- ア 進学支援金の貸与を受けることを辞退したとき。
- イ 大学等を退学したとき。



打ち切りになると、進学支援金の貸与を受けることができず、かつ、今後も貸与申請を行うことができません。

(3) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は停止になります。

- ア 大学等を休学したとき。
- イ 給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与が停止されたとき。



停止になると、進学支援金の貸与を受けることができませんが、翌年度の貸与申請は行うことができます。

3 進学支援金の返還に係る事項

- (1) 返還は大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内に返還しなければなりません。
- (2) 延滞した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合に乗じて計算した額が延滞金として課されます。
- (3) 返還期日前に、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (4) 進学支援金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県へ届け出てください。
- (5) 進学支援金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県へ届け出てください。
本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届け出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、遅着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。
- (6) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に進学支援金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を教育委員会が定める期間を限度として延長することができます。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。
ア 本人が短期大学、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき。
イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により進学支援金の返還が著しく困難になったと認められるとき。
- (8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を免除することができます。
ア 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に和歌山県内における居住及び就業（就業先は和歌山県内外を問わない）を開始し、その居住等をした期間が6月以上のとき。（注）
イ 本人が死亡したとき。
ウ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学支援金を返還することができなくなったと認められるとき。

4 保証に係る事項

進学支援金の貸与申請者は、進学支援金の貸与決定を受けた場合速やかに和歌山県大学生等進学支援金借用証書・返還誓約書を提出してください。

注 居住等の期間が6月以上の場合は次の表のとおり免除の額を計算します。

県内における居住の期間	県外又は県内における就業の期間	免除の額
3年	3年	全額
3年	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3\text{年} + 2/3$
6月以上3年未満	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3\text{年} + 2/3 \times \text{居住の期間} / 3\text{年}$

注) 期間単位は、1年とし、6月未満又は以上により、切捨て又は切上げを行う。

返還例

パターン1 ●和歌山県内居住:3年 ●就業期間:1年2か月 ●貸与額:240万円



【割合】 $1/3 \times 1\text{年} / 3\text{年} + 2/3 = 7/9$ 【免除額】返還金の額に割合を乗じて得た額 $240\text{万円} \times 7/9 = 1,866,666\text{円}$

⇒返還額 $240\text{万円} - 186\text{万}6\text{千}666\text{円} = 53\text{万}3\text{千}334\text{円}$

パターン2 ●和歌山県内居住:1年6か月 ●就業期間:1年2か月 ●貸与額:240万円



【割合】 $1/3 \times 1\text{年} / 3\text{年} + 2/3 \times 2\text{年} / 3\text{年} = 5/9$ 【免除額】返還金の額に割合を乗じて得た額 $240\text{万円} \times 5/9 = 1,333,333\text{円}$

⇒返還額 $240\text{万円} - 133\text{万}3\text{千}333\text{円} = 106\text{万}6\text{千}667\text{円}$

POINT



居住、就業の期間について

居住、就業の期間は年単位で計算します。【表の注】参照
そのため、パターン1では就業期間の2か月を切り捨てて1年とし、パターン2でも就業期間の2か月を切り捨てて1年、居住期間の6か月を切り上げて2年とし計算式に当てはめます。

POINT



通算のルール

- 12か月以上が生じたとき → 12か月を1年とします。
- 12か月未満が生じたとき → 6か月未満を切り捨て、6か月以上を切り上げて1年とします。
- 30日以上が生じたとき → 30日を1か月とします。
- 30日未満が生じたとき → 13日未満は切り捨て(0か月)、13日以上を切り上げて1か月とします。

各書類の書き方等

- ★ 消せるボールペン等は使わないでください。
- ★ 訂正する場合は、二重線で抹消して正しい内容を記載してください。
- ★ 修正液、修正テープは使用しないでください。

<和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書（継続用）>

別記第6号様式（第9条関係）
(表面)

和歌山県教育委員会教育長 様

和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書(継続用)

私は、継続して和歌山県大学生等進学支援金の貸与を受けたので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。
なお、申請に当たっての同意事項（裏面参照）について内容を確認した上、同意します。

1 令和〇年〇月〇日

2 申請者氏名 **奨学 太郎**
平成〇年〇月〇日生
(申請者本人が、自署してください。)

3 在籍大学等名
私立 ▲▲ 大学 ▲▲ 学部 ▲▲ 学科
専修学校 課程

入学年度 **令和〇年4月**入学 学部等の変更の有無 (有りの場合 年 月変更)

4 支援金の貸与実績

回数	支援金の貸与を受けた年月日(※)	貸与を受けた金額
1回目	令和〇年〇月〇日	金 60 万円
2回目	年 月 日	金 万円
3回目	年 月 日	金 万円

※通帳に入金された日を記載してください。

申請に当たっての同意事項(裏面参照)について内容を確認した上、同意します。

5

保護者等 (自署)	ふりがな	本人との続柄		住所	電話番号
		氏名	氏名		
保護者等	奨学 一郎	父	奨学 太郎	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	070-XXXX-XXXX
	奨学 花子	母	奨学 太郎	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	070-XXXX-XXXX

保護者等の欄には、本人が未成年時における保護者であった者であり、現在も本人の生計を維持している者が自署してください。保護者とは、民法に定める親権者（通常は両親）又は後見人を入ります。

- 1 申請書を記載した日を記入してください。(※切日までの日付)
- 2 裏面の同意事項を全てお読みいただき、同意した上で、申請者が自署してください。
- 3 在籍している大学等を記入してください。
- 4 過去に貸与を受けた支援金の実績を記入してください。
- 5 裏面の同意事項を全てお読みいただき、同意した上で、本人が未成年時における保護者等であり、現在も本人の生計を維持している方が自署してください。

POINT

申請書の裏面に記載している同意事項は、支援金の貸与に当たって重要なことを記載しています。そのため、しっかりと内容を確認してください！

<日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金支給等申込状況調査同意書（継続用）>

<確約書(継続用)>

<世帯状況申告書>

日付は、申請書と同様、記載した日を記入してください。(※切日までの日付)

別記第8号様式(第9条関係)

日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金支給等申込状況調査同意書(継続用)

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住所 **和歌山市小松原通1-1**
(自署) 氏名 **奨学 太郎**

私は、継続して和歌山県大学生等進学支援金の貸与を申請するに当たり、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成18年法律第94号）に規定する法人をいう。）の給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与の状況その他県教育長が必要と認める事項について、独立行政法人日本学生支援機構へ調査を行うことについて同意します。

別記第7号様式(第9条関係)

確約書(継続用)

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住所 **和歌山市小松原通1-1**
(自署) 氏名 **奨学 太郎**

私は、継続して和歌山県大学生等進学支援金の貸与を申請するに当たり、次のことを確約します。
年6月末日までに大学等の在学証明書を提出すること。
なお、同日までに上記の書類を提出しなかった場合又は日本学生支援機構の給付型奨学金の支給若しくは第一種奨学金の貸与を受けていなかった場合には、進学支援金の貸与決定の取消しを受け、何ら異議の申立ては行いません。
その際には、既に貸与を受けた進学支援金の全額を返還することを誓約します。

特記事項
連絡について特段の事情がないこと（留年等しないこと）を申し添えます。
(※連絡について事情がある場合、速やかに連絡してください。)

世帯状況申告書

和歌山県教育委員会教育長 様

保護者等氏名 **奨学 一郎**

世帯状況が下記のとおりであることを申告します。

続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・学年等	備考
本人(申請者)	奨学 太郎	平成〇年〇月〇日	20	大学2年生	
父	奨学 一郎	昭和50年1月1日	48	会社員	
母	奨学 花子	昭和51年2月2日	47	パート	
姉	奨学 華子	平成14年3月3日	21	大学4年生	
弟	奨学 二郎	平成30年4月4日	5	保育園児	

住民票に記載されている世帯全員分の家族を記入してください。

申請者が日本学生支援機構の給付型奨学金又は第一種奨学金を受給等しているか、教育委員会が調べることに同意いただく書類です。
お読みいただき、日付・住所・氏名を自署してください。

支援金貸与後、令和6年6月末日までに在学証明書を提出いただくことをお約束いただく書類です。
お読みいただき、日付・住所・氏名を自署してください。

保護者等が扶養している子が3人以上で、市町村民税所得割が非課税(0円)でない場合に該当する方のみ提出してください。
住民票に記載されている世帯全員分の家族を記入してください。

よくある質問をQAとしてまとめました。分からないことや気になっていることがある場合に、ご一読ください。読んでも不明なことや不安なことがある場合には、お気軽に生涯学習課までご相談ください。

< 継続関係 >

Q1 貸与要件に該当しなくなるのは、どのような場合ですか？

A1 該当要件については、申請書裏面の同意事項をご確認ください。
 (参考) 該当しなくなる場合の例としては、主に以下のようなケースが考えられます。

- ✓ 大学を退学等した場合
- ✓ 日本学生支援機構から給付型奨学金・第一種奨学金を受けられなくなった場合
- ✓ 保護者等が県外に引っ越した場合
- ✓ 保護者等が市町村民税所得割を課されている(20万円以上、または2回連続で市町村民税所得割が課された)場合
- ✓ 教育委員会で定める修学のための資金の貸与を受けている場合

Q2 支援金の貸与要件に該当しなくなった場合、どのようにすればよいですか？

A2 まずは、速やかに生涯学習課までその旨をお電話ください。また、その旨を記載した変更届出書の提出が必要になります。なお、その事由や発生した時期などにより、貸与の停止や打ち切り、取消しとなることがあります。(停止や打ち切り、取消しについてはP2をご参照ください。)

Q3 保護者等の市町村民税が課税になった場合について、詳しく教えてください。

A3 課税額によって対応が変わります。
 ※ただし、貸与を受けられなくなった翌年度の継続申請の際に保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税の場合は貸与を受けることができます。

- 保護者等の市町村民税所得割額（保護者等が2人いる場合はその合計額）が20万円超の場合
 ➔ 貸与対象の要件を満たさないため、今年度の支援金の貸与は受けられません。
- 保護者等の市町村民税所得割額（保護者等が2人いる場合はその合計額）が1円以上20万円以下の場合
 ➔ 課税になった1年目は貸与を受けることができます。ただし、課税状態が2年以上続く場合は、貸与対象の要件を満たさないため、その年度の貸与は受けられません。



POINT 保護者等が扶養している子が3人以上の場合、要件が緩和されます！

★ 課税額について、以下に該当した場合は要件が緩和されます。

市町村民税所得割の額 ≤ (扶養する子の数-2) × 3万円

(例) 申請者を含めて4名の就学または未就学児を扶養している場合

➔ 計算式に当てはめ計算すると6万円となります。(扶養する子の数4名-2) × 3万円=6万円)
 そのため、保護者等の市町村民税所得割の額が6万円以下であれば、要件を満たしています。

Q4 休学や留年した場合、他の大学等へ転入学、同一大学内で転籍・転部・転科した場合、支援金の貸与は受けられますか？

A4 (独)日本学生支援機構の給付型奨学金の支給や第一種奨学金の貸与の継続が認められる場合、支援金も貸与が可能となりますが、支給や貸与の継続が認められない場合は、支援金も停止となります。

Q5 現在通学している大学を退学して他の大学に編入学した場合、支援金は貸与されますか？

A5 退学した場合は打ち切りとなり、継続申請は行えません。また退学した時期により、貸与決定取消となることがあります。

Q6 支援金の貸与を1回休むことはできますか？

A6 1回だけ支援金の貸与を受けない、といった行為はできません。貸与を辞退することは可能ですが、辞退すると打ち切りとなり、以降の貸与を受けられなくなります。

< 返還関係 >

Q1 返還免除になる場合は？

A1 大学卒業後、和歌山県内への居住・和歌山県内外へ就業した状態が3年以上継続した場合、支援金の返還は全額免除されます。

※ それぞれの期間が6か月以上3年未満の場合の返還額については、計算して算出します。計算方法等についてはP3を確認してください。

Q2 進学支援金における就業の定義は？

A2 以下のいずれかに該当する場合、就業とみなします。

- 企業等での正規雇用者であること
- 同一事業所の正規雇用者の一週間の所定労働時間の3/4以上である短時間労働者であること
- 週の勤務時間が29時間以上の労働者であること
- 身体の障害若しくはその他やむを得ない事由により就労制限又は短時間勤務制度の適用を受けている労働者であること

Q3 就業は和歌山県外でも問題ないのですか？

A3 和歌山県外での就業でも問題ありません。ただし、返還免除の要件として和歌山県内に居住していただく必要があります。県外で就業されてもその勤務先まで通勤していただければ、返還免除の対象となります。

Q4 就業先に条件はありますか？

A4 就業先に条件はありません。

Q5 大学卒業後、大学院等に進学する場合はどうなりますか？

A5 返還は進学先卒業後からとなります。その場合も、返還要件を満たした場合は返還免除対象となります。

Q6 返還免除額を計算する場合、日数や月数はどうカウントしますか？

A6 返還免除額を計算する場合、返還免除対象になった時点から3年の期間内で通算することができます。それぞれの期間を年・月・日単位で合算した上で算出します。



POINT
通算の
ルール

合算した期間に・・・

- 12か月以上が生じたとき ➔ 12か月を1年とします。
- 12か月未満が生じたとき ➔ 6か月未満を切り捨て、6か月以上を切り上げて1年とします。
- 30日以上が生じたとき ➔ 30日を1か月とします。
- 30日未満が生じたとき ➔ 13日未満を切り捨て(0か月)、13日以上を切り上げて1か月とします。

(例) 4月1日から就業をはじめ、その年の9月12日に退職した場合、就業期間は5か月12日のため勤務期間は0年となります。一方、9月13日に退職した場合は、就業期間は5か月13日となるので、13日を1か月に切り上げて6か月とし、勤務期間は1年となります。

Q7 返還は一括ですか？ 分割返還は可能ですか？

A7 一括返還、分割返還ともに可能です。

返還に当たっては、原則、大学等を卒業した日（退学の場合も含む）の属する月の翌月から起算して1年後20年以内に返還してもらうことになります。



よく質問のある点について
P2・P3の同意事項の
抜粋部分にも
補足を記載しているので
参考にしてくださいね！

提出期限：令和6年1月31日（水）必着

提出物チェックリスト（提出前に確認してください。）



必要な書類や書き漏れ等がないか、提出前の最終チェック表として活用ください。

1. 「和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書（継続用）」

用紙	両面印刷されている（裏面に同意事項が印刷されている）	<input type="checkbox"/>
	「和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書（継続用）」以外の様式は使用していない	<input type="checkbox"/>
ペン	こすると文字が消えるボールペンや鉛筆は使用していない	<input type="checkbox"/>
自署	本人及び保護者等が自署している	<input type="checkbox"/>
	訂正があった場合、訂正の二重線を引き、その上から正しく記載している	<input type="checkbox"/>
在籍大学等	在籍する大学等について、学科まで正確に記入している	<input type="checkbox"/>
	入学年度等を記入している	<input type="checkbox"/>
貸与実績	支援金の貸与年月日・金額を記入している	<input type="checkbox"/>
住所等	住所及び続柄を鮮明及び正確に記入している （空欄、「同上」及び「本人に同じ」等は認められません）	<input type="checkbox"/>
	自宅または携帯電話のいずれか、もしくは両方を鮮明に分かりやすい数字で記入している	<input type="checkbox"/>

2. 「確約書（継続用）」・「日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金支給等申込状況調査同意書」

ペン	こすると文字が消えるボールペンや鉛筆は使用していない	<input type="checkbox"/>
自署	本人が自署している	<input type="checkbox"/>
	訂正があった場合、訂正の二重線を引き、その上から正しく記載している	<input type="checkbox"/>
住所	住所を鮮明及び正確に記入している	<input type="checkbox"/>

3. 提出書類

住民票	保護者等全員のもので、申請日前3か月以内に発行されたものである	<input type="checkbox"/>
	個人番号（マイナンバー）の記載のないもので、原本である	<input type="checkbox"/>
課税 証明書等	市町村民税課税証明書は、「令和5年度（令和4年分所得が記載）」のものである	<input type="checkbox"/>
	市町村民税課税証明書は、保護者等全員分（2名分又は1名分）がある	<input type="checkbox"/>
	保護者等全員分の市町村民税課税証明書には、「所得割額」欄に「0円」と記載がある （非課税である）※課税されている場合でも、課税額によって貸与を受けられる場合があります（P5のQ3参照）	<input type="checkbox"/>
	緩和要件に該当する場合は、「保護者等が扶養している子全員の保険証のコピー」と「世帯 状況申告書」を添付している ※P5のQ3 POINT参照	<input type="checkbox"/>
	保護者等が生活保護受給中である場合、その生活保護受給証明書は、直近のものである	<input type="checkbox"/>

和歌山県 生涯学習課



和歌山県教育庁 生涯学習局 生涯学習課 奨学班

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1-1

▶TEL：(073) 441-3758

▶MAIL：e5006002@pref.wakayama.lg.jp

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00153480.html>